

2011年4月13日  
(社)日本衛生材料工業連合会  
日本清浄紙綿類工業会

### 「福島第一原子力発電所事故に関する製品の安全性について」

福島第一原子力発電所の事故により、一部の飲料水や農産物から放射性物質が検出されたことに関して政府発表、報道等がなされております。これらの情報により、清浄綿、おしりふき（乳幼児用、大人用）、ウエットティッシュ、紙おしぼりなど（以下：当該衛生用品）の安全性につきましても、消費者の皆様にご心配をおかけしておりますが、当工業会では以下にお示しします理由で製品は安心してお使いいただけると考えておりますので、今まで通りご愛用いただきますようお願いいたします。

- ① 当該衛生用品は、日本政府から健康被害を考慮して発信されている、避難指示区域並びに自主的な避難の呼びかけ区域内では製造されておられません。そのため現時点では、製造環境の面からの製品の安全性においては、問題は極めて少ないと言えます。
- ② 当該衛生用品は従来、製品の乾燥や汚染を防ぐため一貫したラインで連続生産されており、外部からのチリ、ホコリが入りにくい環境で梱包されるため、大気中に放出された放射性物質が製品に入ることは極めて少ないと考えます。また、製造後におきましても、製品はパッケージ・ダンボールで梱包されておりますので放射性物質が直接製品に入ることは極めて少ないと考えます。
- ③ 当該衛生用品は、精製水を使用しておりますが、日本政府も現在の水道水の放射性物質の濃度水準では、生活用水（風呂水、手洗い、洗顔、洗髪、入浴など皮膚への接触）としての利用については問題なしとの見解を示しており、皮膚へ使用する当該衛生用品の安全性に問題はないと考えます。
- ④ 仮に厚生労働省が定める「飲料水中の放射性物質暫定規制値」と同濃度の放射性物質（300Bq/kg ヨウ素 131）を含む水で生産を行った場合でも、製品が製造され通常の品質検査を終えて工場から出荷され店頭で陳列されるまでの日数で基準値以下に減少します。

以上の理由から、(社)日本衛生材料工業連合会、日本清浄紙綿類工業会は、今回の福島第一原子力発電所の事故で、大気中や海中に放出された放射性物質が原因で、当該衛生用品が消費者の健康に影響を与えることはないと考えます。

なお(社)日本衛生材料工業連合会、日本清浄紙綿類工業会の会員各社は、今後も政府等から公表される情報等に十分に注視し、引き続き、消費者の安全を第一とした生産活動を進めてまいります。

以上

## 参考資料

「製品（当該衛生用品）」中に放射性物質が混入したと仮定した場合のばく露量計算（注1）

300Bq/kg のヨウ素 131 を含む原水を使用して、代表的な製品（当該衛生用品）のウェットワイパーを製造した場合

消費者の手元に届いた時点の製品中の放射性ヨウ素の量

$$300\text{Bq/kg} \times 0.5 \times 0.5 = 75\text{Bq/kg}$$

\*300Bq/kg ヨウ素 131 の濃度

\*ヨウ素 131 の半減期は 8 日

\*原水（水道水等）をイオン交換処理等により精製を行うのに 1 日と仮定

\*製品の生産・充填から品質検査を終えて工場から出荷されるまで 8 日と仮定

\*製品が店頭で陳列されるまで 7 日と仮定

よって原水を取水してから消費者の手元に届くまでの期間を最短で 16 日と仮定した。

その製品を 1 日 1 枚使用して年間に受けるばく露量

$$75\text{Bq/kg} \times 4\text{g/day} \div 1000 \text{ (kg 単位への換算)} \times 1.6 \times 10^{-5}\text{mSV/Bq} \times 365\text{day} \times 1000 \text{ (}\mu\text{SV 単位への換算)} = 1.7 \mu\text{SV/year}$$

\*75Bq/kg 消費者の手元に渡った時点での製品中の放射性ヨウ素の量

\*4 g/day 製品 1 枚当たりの薬液の量

\* $1.6 \times 10^{-5}\text{mSV/Bq}$  ヨウ素 131 の放射線量（実効線量計数）

参考：日常生活の中で、自然界から  $2400 \mu\text{SV/year}$ （世界平均）の放射線を浴びています。（注2）

（注1）：食品における計算方法を応用し、経口摂取したと仮定

（注2）：原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の報告書